

地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 地域商業・商店街活動応援事業補助金の交付に関しては、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(商業者グループ等)

第2条 要綱第2条第2号で規定する商業者グループ等（以下「商業者グループ等」という。）には、商店街において、まちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる事業者（以下「担い手事業者」という。）を含むものとする。

2 担い手事業者とは中小企業者及び小規模企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する者）又は団体（商店街組織、商工団体及び地方公共団体を除く。）であつて、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。なお、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に全ての株式を保有される中小企業者又は小規模企業者

(2) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者又は小規模企業者

3 担い手事業者は、要綱別表1区分4に規定する空き店舗の解消に向けた取組に限り補助事業の対象とする。

(補助対象事業の要件)

第3条 事業実施区域は、原則として商店街の区域に限るものとする。ただし、商店街の区域で事業を実施することが難しい特段の事情がある場合はこの限りではない。

2 前項ただし書きにより事業を実施する場合は、事業実施時又は事業実施後に商店街又は商業集積地への来街が促進される具体的な取組を第4条第1項第1号に定める実施計画書に記載し、実施することを要件とする。

3 要綱第4条第2項に規定する補助対象事業の要件は、別表1のとおりとする。

(実施計画書等の提出)

第4条 要綱第5条に規定する必要書類は、次のとおりとする。

(1) 様式ア（別表1区分2及び区分3の取組については別表2及び3に定める別紙含む。）

(2) 様式イ（要綱第3条第2項に規定する暴力団排除に関する誓約書）

(3) 補助対象事業者の役員を含む構成員の名称、氏名、所在地、業種等を記した名簿

(4) 補助事業の実施場所及び商店街の区域を示す地図等

(5) その他知事が必要と認めるもの

2 補助事業の実施を希望する者は、県から審査等に必要書類を求められた場合には適宜提出するとともに、現地調査を求められた場合には対応するものとする。

(関係機関からの推薦)

第5条 商店街組織又は商工団体が、商店街組織内における商業者グループ等を連携の相手先として別表1区分2で定める取組について前条に規定する書類を提出するときは、連携の相手先が所属する商店街組織からの推薦書（様式ア別紙1—3）を併せて提出するものとする。

2 商店街組織又は商工団体を構成員に含まない商業者グループ等が、別表1区分3で定める取組について前条に規定する書類を提出するときは、様式ア別紙2—2により事業実施区域の市町村又は商工団体のいずれかから推薦を受け、併せて提出するものとする。

3 商店街組織又は商工団体を構成員に含まない商業者グループ等が、別表1区分4で定める取組について前条に規定する実施計画書等を提出するときは、様式ア別紙3により事業対象区域の市町村又は商工団体のいずれか及び事業対象の商店街組織からの推薦を受け、併せて提出するものとする。なお、事業年度において、事業対象区域又は事業対象商店街を追加した場合は、新たに該当する団体からの推薦を受け様式ア別紙3を提出するものとする。

(実施計画の承認通知等)

第6条 要綱第6条第2項に規定する様式は様式ウ又は様式エとする。県は事業の対象として承認した

実施計画書の提出者に対して、様式ウにより通知し、事業の対象として承認しなかった実施計画書の提出者については、様式エにより通知するものとする。

(業者選定の手続)

第7条 10万円以上の経費については2者以上から見積書を徴取するものとする。

(状況報告)

第8条 要綱第14条に基づく状況報告に当たり、県は必要と認めた場合には、補助事業者に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係書類の提示や現地調査などの調査を行うことができるものとする。

(報告書の添付書類)

第9条 要綱第15条第1項に規定する知事が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の支出の確認ができる書類の写し(請求書、領収書、通帳等)
- (2) 事業の実施が確認できる書類(写真、作成物の写し等)
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(事業の指導及び助言)

第10条 補助事業者の自主性を尊重し、事業の適正かつ円滑な実施を推進するため、県は必要に応じて、指導及び助言を行うものとする。

(実施効果の報告)

第11条 要綱第19条に規定する様式は様式カとし、補助事業者は事業の実施効果等を知事に提出することとする。

(補助対象外経費等)

第12条 要綱別表2の(2)に規定する補助対象外経費の詳細は、次のとおりとする。

- (1) 間接的な経費
商店街組織運営費、補助事業者の事務用機器購入費、銀行振込手数料など
- (2) 景品等
景品、記念品、賞品、食材等の材料費など
- (3) 旅費、飲食費
交通費(講師等に支払うものは除く)、バス等借上料、飲食費、茶菓代など

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、別途定める。

附 則

この要領は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月27日から施行する（令和6年度事業から適用）。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する（令和7年度事業から適用）。

別表 1

区分	補助対象事業	要件
1	賑わい創出に向けた取組	<p>商店街の来街促進及び個店の売上増加を図るために、主に商店街の区域で実施する新たな取組で、県内の他の商店街のモデルとなる優れた取組</p> <p>(1) 集客イベントの開催等の取組（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>ア 商店街の賑わい創出のために行うまちバル、スタンプラリー等集客イベント事業</p> <p>イ 個店と顧客の密着度を高めるために行う体験型コミュニケーション事業</p> <p>ウ 商店街のPRのために行うマップ、ホームページ等作成事業</p> <p>(2) 地域住民のニーズ調査等の取組</p> <p>新規事業の企画、商店街ビジョン及び計画策定等のために行うアンケート調査事業</p> <p>(3) 商品開発等の取組</p> <p>商店街が一体となり、アンテナショップ等で販売するための商品の企画・開発事業</p> <p>(4) 防災機能強化の取組で（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>ア 商店街版BCP策定事業</p> <p>イ 商店街安全・安心マップ作成事業</p> <p>ウ 上記ア又はイに併せて購入する懐中電灯、携帯ラジオ、ポリタンク、ヘルメット、携帯トイレ等、災害時に必要となることが想定される物品備蓄事業。ただし、物品1個あたりの補助限度額は2万5千円とする。</p> <p>(5) インバウンド受入に向けた取組（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>ア 外国人観光客を受け入れる環境整備事業（多言語に対応した案内板、ホームページ、マップ、音声ガイド等の作成・設置、インバウンド受入事業に向けた人材育成、勉強会等）</p> <p>イ 外国人観光客を対象とした集客、体験イベント事業</p> <p>ウ 上記アにより作成、設置したもの並びに上記ア又はイにより実施する取組の広報事業</p>
2	複数の商店街等が連携する広域的な取組	商店街組織同士の連携により実施する別表2の要件を満たす区分1に係る事業
3	専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組	企画、実行、検証、改善のPDCAについて埼玉県商業振興関係専門家派遣制度を活用して実施する別表3の要件を満たす区分1に係る事業
4	空き店舗の解消に向けた取組	<p>(1) 物件(商店街に所在するものに限る。以下同じ。)の調査事業</p> <p>(2) 空き店舗(商店街に所在するものに限る。以下同じ。)情報のデータベース化事業</p> <p>(3) 空き店舗マップの作成事業</p> <p>(4) 空き店舗と出店者のマッチング事業（補助対象経費は以下に限る。）</p> <p>ア 空き店舗ツアーなどイベントの実施及び参加者募集の広報に係る経費</p> <p>イ 事業実施主体が借り上げた物件のチャレンジ出店期間の賃料（別表4に定める要件を満たす場合）</p> <p>ウ 店舗内の備品（チャレンジショップとして事業実施主体が整備する場合に限る。）</p> <p>エ 募集や出店に係る広報費</p> <p>(5) 空き店舗の利活用事業（補助対象経費は以下に限る。）</p> <p>ア 事業実施主体が借り上げる際の賃料（別表4に定める要件を満たす場合）</p> <p>イ スタッフ募集に係る経費、賃金</p> <p>ウ 店舗内の備品</p> <p>(6) (2)又は(3)で作成したデータベース、空き店舗マップ等の広報に係る事業</p>

5	商店街のDX 推進に向けた 取組	デジタル技術を活用した商店街の来街者の利便性向上及び商店街の活性化を図るために実施する別表5の要件を満たす取組
---	------------------------	---

別表 2（第 3 条第 3 項関係） 複数の商店街等が連携する広域的な取組

要件：下記 1 から 4 の全てを満たす取組であること

<p>1 対 象 事 業</p>	<p>2 者以上の商店街組織が共同で実施する別表 1 区分 2 に定める事業で、以下 (1) から (3) の全てを満たすものとする。 ※ 過去に事業実施団体と構成員がほぼ同一と認められる団体が、類似の取組を別の区分で申請していた場合は対象としない。ただし、事業に新規性がみられ、新たな連携先を含む事業であれば対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="427 465 1449 616"> <tr> <td>(1)</td> <td>複数の商店街等が連携する広域的な取組としての申請回数が 3 回未満であり、事業に新規性、先進性が認められるもの。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>補助事業終了後も継続して実施する見込みがあること。</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>事業実施区域が、事業を実施する単一商店街の区域を超えること。</td> </tr> </table>	(1)	複数の商店街等が連携する広域的な取組としての申請回数が 3 回未満であり、事業に新規性、先進性が認められるもの。	(2)	補助事業終了後も継続して実施する見込みがあること。	(3)	事業実施区域が、事業を実施する単一商店街の区域を超えること。						
(1)	複数の商店街等が連携する広域的な取組としての申請回数が 3 回未満であり、事業に新規性、先進性が認められるもの。												
(2)	補助事業終了後も継続して実施する見込みがあること。												
(3)	事業実施区域が、事業を実施する単一商店街の区域を超えること。												
<p>2 補 助 対 象 事 業 者</p>	<p>補助事業者は商店街組織に限る。ただし、2 者以上の商店街組織による連携事業の事務局として申請する場合に限り、商工団体が補助事業者となることができる。</p> <table border="1" data-bbox="427 795 1449 1055"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助事業者</th> <th>連携の相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例 1</td> <td>商店街組織</td> <td>1 以上の商店街組織（商店街組織内における商業者グループ等の単位（商店街組織内の部会など）での連携も含む。）</td> </tr> <tr> <td>例 2</td> <td>商工団体</td> <td>2 以上の商店街組織</td> </tr> <tr> <td>例 3</td> <td>市・地区商店街連合会※</td> <td>他の市・地区の商店街連合会、連合会に加盟していない単一の商店街組織</td> </tr> </tbody> </table> <p>※商店街組織及び商工団体に加え、連携先及び構成員に商業者並びに商業者グループ等、町会及び自治会、NPO 法人、学校法人、観光協会の団体等を含むことを妨げない。 ※市・地区商店街連合会が単独で事業を実施しようとする場合は、当該連合会に加盟している商店街組織の過半数以上の商店街組織が参加しなければならない。</p>		補助事業者	連携の相手先	例 1	商店街組織	1 以上の商店街組織（商店街組織内における商業者グループ等の単位（商店街組織内の部会など）での連携も含む。）	例 2	商工団体	2 以上の商店街組織	例 3	市・地区商店街連合会※	他の市・地区の商店街連合会、連合会に加盟していない単一の商店街組織
	補助事業者	連携の相手先											
例 1	商店街組織	1 以上の商店街組織（商店街組織内における商業者グループ等の単位（商店街組織内の部会など）での連携も含む。）											
例 2	商工団体	2 以上の商店街組織											
例 3	市・地区商店街連合会※	他の市・地区の商店街連合会、連合会に加盟していない単一の商店街組織											
<p>3 提 出 書 類 (実施計画書)</p>	<p>第 4 条に規定する事業実施計画書(様式ア)等を提出するときは、以下の様式を知事に提出する。</p> <table border="1" data-bbox="427 1384 1449 1787"> <tr> <td>(1)</td> <td>共通提出書類</td> <td>ア 様式ア別紙 1—1 イ 様式ア別紙 1—2 ウ 様式イ（連携先も含む） エ 補助事業者及び連携先の役員を含む構成員の名称、氏名、所在地、業種等を記した名簿 オ 補助事業の実施場所及び商店街の区域を示す地図等</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>商店街組織内における商業者グループ等の単位で連携する場合</td> <td>ア 様式ア別紙 1—3</td> </tr> </table> <p>※ 提出後、様式ア別紙 1—1 又は別紙 1—2 の内容に変更があった場合は、改めて提出するものとする。</p>	(1)	共通提出書類	ア 様式ア別紙 1—1 イ 様式ア別紙 1—2 ウ 様式イ（連携先も含む） エ 補助事業者及び連携先の役員を含む構成員の名称、氏名、所在地、業種等を記した名簿 オ 補助事業の実施場所及び商店街の区域を示す地図等	(2)	商店街組織内における商業者グループ等の単位で連携する場合	ア 様式ア別紙 1—3						
(1)	共通提出書類	ア 様式ア別紙 1—1 イ 様式ア別紙 1—2 ウ 様式イ（連携先も含む） エ 補助事業者及び連携先の役員を含む構成員の名称、氏名、所在地、業種等を記した名簿 オ 補助事業の実施場所及び商店街の区域を示す地図等											
(2)	商店街組織内における商業者グループ等の単位で連携する場合	ア 様式ア別紙 1—3											
<p>4 費 用 負 担</p>	<p>全商業団体※が事業にかかる費用を分担することとする。 ※商店街組織（商店街組織内における商業者グループ等の単位も含む）、商店街連合会の構成員である商店街組織、商工団体</p>												

別表3（第3条第3項関係） 専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組

要件：下記1から3の全てをいずれも満たす取組であること

1 対象事業	<p>以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業</p> <p>(1) 下記の4段階に取り組むもの。</p> <table border="1" data-bbox="379 353 1457 544"> <thead> <tr> <th colspan="2">段階</th> <th>取り組む事項の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>Plan（計画）</td> <td>取組の企画・検討、目標・目的の設定、ブラッシュアップ 等</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>Do（実行）</td> <td>イベント等の実施など計画の実行 等</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>Check（評価）</td> <td>実行内容の効果検証、要因分析 等</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>Action（改善）</td> <td>対策や改善案の検討・作成 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業の効果を高めるため、埼玉県商業振興関係専門家派遣制度（以下「専門家派遣」という）を活用する。なお、上表の① Plan（計画）及び③ Check（評価）の実施に当たっては、いずれも専門家派遣を必須とする。ただし、① P（計画）について、前年度又は補助事業実施年度に同一テーマに係る専門家派遣を利用している場合はこの限りでない。</p> <p>※専門家派遣の制度は埼玉県商業振興関係専門家派遣実施要領による。</p>	段階		取り組む事項の例	①	Plan（計画）	取組の企画・検討、目標・目的の設定、ブラッシュアップ 等	②	Do（実行）	イベント等の実施など計画の実行 等	③	Check（評価）	実行内容の効果検証、要因分析 等	④	Action（改善）	対策や改善案の検討・作成 等
段階		取り組む事項の例														
①	Plan（計画）	取組の企画・検討、目標・目的の設定、ブラッシュアップ 等														
②	Do（実行）	イベント等の実施など計画の実行 等														
③	Check（評価）	実行内容の効果検証、要因分析 等														
④	Action（改善）	対策や改善案の検討・作成 等														
2 提出書類（実施計画書）	<p>要領第4条に規定する事業実施計画書等を提出するときは、併せて様式ア別紙2—1を提出し、各段階の内容を明らかにする。また、提出後、様式ア別紙2—1の内容に変更があった場合は、改めて提出するものとする。</p>															
3 取組報告	<p>要綱第15条第1項に規定する実績報告書を提出するときは、併せて様式オを提出し、各段階の実施内容を報告する。</p>															

別表4（第3条第3項関係） 空き店舗の解消に向けた取組

「事業実施主体が借り上げた物件のチャレンジ出店期間の賃料」及び「事業実施主体が借り上げる際の賃料」について

1 補助対象物件	<p>以下の(1)から(5)の全てに該当する物件であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 過去に商業の用に供され、営業されていた実績がある店舗物件であること (2) 賃貸できる状況にあるが、3か月以上事業が行われていない状態が継続していること (3) 地上1階部分又は2階部分の店舗であること (4) 補助事業者が賃借し、かつ事業を行うこと (5) 店舗部分と住宅部分が明確に分離できること（住宅部分を有する店舗物件の場合）
2 補助対象外事業	<p>以下の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は補助対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 出店者が、空き店舗の所有者である、所有者の2親等以内の親族である、又は所有者の2親等以内の親族と生計を一にしている場合 (2) 補助対象店舗において、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業を行う場合 (3) 補助対象店舗において、風俗営業、貸金業、宗教活動、政治活動、倉庫として利用する事業、公序良俗に反する事業を行う場合 (4) 借上期間内に、対象物件に出店がない場合
3 その他	<ol style="list-style-type: none"> (1) 賃料の補助額は月額5万円を上限とし、最大で補助事業開始から事業年度の3月の別に定める日までに支払を完了する分を対象とする。 (2) 補助対象となる賃料には、敷金、礼金、駐車場代及び仲介手数料等賃貸借契約に関する諸費用は含めない。

別表5（第3条第3項関係） 商店街のDX推進に向けた取組

<p>1 対象事業</p>	<p>以下の(1)から(4)の全てに該当する事業であること。</p> <p>(1) 商店街において、一体的にデジタル技術を活用した商店街の来街者の利便性向上及び商店街の活性化を図るための新たな取組であること。</p> <p>(2) 商業団体の全会員の3分の1以上（連合会及び商工団体が補助事業者の場合は、事業に参加する商店街組織の全会員の3分の1以上）が取組に参加すること。</p> <p>(3) 商工団体又は商業者グループ等が実施する事業においては、取組に参加する者の過半数が事業に参加する商店街組織の会員であること。</p> <p>(4) 過去に類似の取組を実施していない新たな取組みであること。</p>
<p>2 対象経費</p>	<p>ア 導入した情報機器等の活用資する取組に要する経費（販売データ等を活用した商店街活性化のための研究会等。なお、埼玉県商業振興関係専門家派遣実施要領に基づき実施する事業とは併用できないものとする。） 次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 使用賃借料（研究会等の開催に要する会場賃料）</p> <p>(イ) 講師謝金（外部講師に限る。）</p> <p>(ウ) 物品購入費（研究会等の開催に要する教材、資料、文房具等及び事業の実施に必要なデジタル機器等の購入費）</p> <p>(エ) 印刷製本費（研究会等で使用する資料等の作成に要するものに限り、チラシ等広報目的は補助対象外とする。）</p> <p>イ デジタル技術を活用した商店街DX推進に資する商店街の来街者の利便性向上及び商店街活性化の取組に要する経費（主に商店街の区域で実施するデジタルスタンプラリー、商店街のイベントと合わせた電子クーポン券の発行等） 次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ソフトウェア購入費（補助事業に限り利用するものに限る。）</p> <p>(イ) システム利用料、機器リース・レンタル料（補助事業に限り利用するものに限る。なお、決済手数料等は補助対象外とする。）</p> <p>(ウ) 物品購入費（事業の実施に必要なデジタル機器等の購入費。ただし、商店街組織の会員（商業者グループ等についてはその会員及び事業対象区域の商店街組織の会員）以外の者に係る経費は対象経費から除くものとする。）</p> <p>(エ) その他、イベント等の実施に要する消耗品費、印刷製本費等</p>
<p>3 対象外経費</p>	<p>ア ポイント還元費用、割引料</p> <p>イ 割賦支払による経費</p> <p>ウ 通信費</p> <p>エ 無償配布されているソフトウェアの購入費、利用料</p> <p>オ 汎用性があり目的外使用が可能なデジタル機器等の購入費</p> <p>カ 既導入機器等の交換及び維持管理費用とみなせる経費</p> <p>キ 決済手数料等</p> <p>ク その他要綱別表2に定める補助対象外経費</p>
<p>4 提出資料</p>	<p>以下の書類を、実施計画書及び実績報告書に添付して提出すること。</p> <p>●実施計画書提出時</p> <p>(1) 事業に参加する者の一覧（参加者の商店街組織の加入状況が明示されていること。）</p> <p>(2) 購入したデジタル機器等の貸出条件及び貸出状況が把握できる書類（事業実施主体が会員店舗にデジタル機器等を貸し出す場合）</p> <p>●実績報告書提出時</p> <p>(1) 事業に参加した者の一覧（参加者の商店街組織の加入状況が明示されていること。）</p> <p>(2) 購入したデジタル機器等の貸出条件及び貸出状況が把握できる書類（事業実施主体が会員店舗にデジタル機器等を貸し出す場合）</p>

様式ア（第4条関係）

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
団体名
代表者名

地域商業・商店街活動応援事業実施計画書

地域商業・商店街活動応援事業実施計画書を提出します。

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業実施計画書

1 事業実施団体の概要

(1) 団体名(フリガナ)

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者職氏名

(4) 設立年月日

(5) 会員数

(6) 申請区分

該当する申請内容に○を記入してください。

区分	取組内容	補助率	補助上限額
	賑わい創出に向けた取組	2分の1以内	25万円
	複数の商店街等が連携する広域的な取組 (同事業での申請回数 回目)	3分の2以内	50万円
	専門家派遣と組み合わせたP D C Aの取組	3分の2以内	50万円
	空き店舗の解消に向けた取組	3分の2以内	50万円
	商店街のD X 推進に向けた取組	3分の2以内	50万円

(7) 担当者職氏名及び連絡先

担当者職・氏名

電話番号

F A X

E-mail

地域商業・商店街活動応援事業実施計画書

申請区分 ※いずれかに○	(1)賑わい創出に向けた取組 【記入書類】①様式ア(本紙) ②様式イ(誓約書)	
	(2)複数の商店街等が連携する広域的な取組 【記入書類】①様式ア(本紙) ②様式ア別紙1-1(連携先一覧)及び別紙1-2(継続取組計画書) ③様式イ(誓約書) ※1	
	(3)専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組 【記入書類】①様式第ア(本紙) ②様式ア別紙2-1(PDCA計画書) ③様式イ(誓約書)※2	
	(4)空き店舗の解消に向けた取組 【記入書類】①様式ア(本紙) ②様式イ(誓約書) ※2	
	(5)商店街のDX推進に向けた取組 【記入書類】①様式ア(本紙) ②様式イ(誓約書)	
	※1 商店街組織内における商業者グループ等を連携の相手先とする場合は、別紙の推薦書を併せて提出すること。 ※2 商店街又は商工団体を構成員に含まない商業者グループ等が(3)又は(4)の取組で本紙を提出するときは、別紙の推薦届出書を併せて提出すること。	
事業テーマ		
現状及び課題 ※事業を実施する背景・理由が分かるように記入		
取組内容 ※申請区分(3)の場合、「取組内容」欄は記入不要(別紙ア別紙2に記入)		
期待される事業効果		
効果測定の実施	指標	
	目標	
	測定方法	

課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）か否か	※右のいずれかに○ ※該当の場合、消費税等相当額を減額して記載		該当	否
事業経費	総事業費		円	「県補助見込み額」 =「補助対象事業費」 ×補助率(1/2または2/3) ≦補助上限額 ≦総事業費-収入
<p>【参考】 県補助額の算出 …原則「補助対象事業費」に補助率を掛けた金額(上限額以下)</p> <p>※実際の補助額は交付申請時に算出。計画書記載の「県補助見込み額」から変更の可能性あり。</p>	内訳	補助対象事業費 (=ア～クの合計)	円	
		うち 県補助見込み額	円	
		補助対象外事業費 (=ケ～サの合計)	円	使用方法等
		ア 賃金	円	
		イ 謝礼金	円	
		ウ 印刷製本費	円	
		エ 物品購入費	円	
		オ 備品購入費	円	
		カ 役務費	円	
		キ 委託費	円	
		ク 使用料及び賃借料	円	
		ケ 運営費等間接的な経費 (補助対象外)	円	
		コ 景品・材料費等 (補助対象外)	円	
		サ 旅費・飲食費等 (補助対象外)	円	
収入見込み	総収入額		円	
※該当がある場合は記載	内訳	市町村等補助額	円	
		事業収入額	円	
		その他収入額	円	
事業スケジュール ※準備含めた取組全体のスケジュールが分かるように記入		月～		
		月～		
		月～		
		月～		
		月～		
市町村・他団体等の協力など ※該当がある場合は記入				

※その他、応募に当たっての参考資料がある場合、併せて提出してください。

様式ア 別紙 1—1 (別表 2 関係)

「複数の商店街等が連携する広域的な取組」に関する連携先一覧
 (商店街連合会が単独で実施する場合は、事業参加商店街一覧)

団体名 ※ 1	①取組内容と②役割 ※ 2	主たる事務所の 所在地	代表者 職・氏名	費用 負担額 (円) ※ 3
1				
2				
3				
合計額 (円)				

(足りない場合は欄を追加してください。)

- ※ 1 実施計画書(様式ア)に記載した事業実施団体を「1」欄に記入し、その他連携先を「2」以降に記入してください。
- ※ 2 各連携先が、実施計画書(様式ア)に記載した「取組内容」の中の、①どの部分で②どのような役割を果たすのかを明らかにしてください。
- ※ 3 連携先の全商店街組織及び商工団体が事業経費及び役割を分担することが必須です。
 (注：商店街組織及び商工団体以外の団体等については費用負担必須ではありません。)
- ※ 記入にあたり、「複数の商店街等が連携する広域的な取組」の要件(要領別表 2)を御確認ください。

様式ア 別紙 1—2 (別表 2 関係)

「複数の商店街等が連携する広域的な取組」に関する継続した取組計画書

実施時期 ※ 1	取組内容 ※ 2	連携先

※ 1 次回以降の事業実施予定時期を記入してください。(例：2026年10月)

※ 2 記入いただいた取組内容は、必ずしも記載どおりの実施を求めるものではありません。

様式ア 別紙1—3(第5条第1項関係)

「複数の商店街等が連携する広域的な取組」に関する推薦書
※連携の相手先が商店街組織内における商業者グループ等の場合

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
推薦商店街組織名
推薦商店街組織代表者名

下記組織は、本商店街内の組織であることを証明し、地域商業・商店街活動応援事業補助金による広域連携事業の連携団体として推薦します。

記

組織名	
所属商店街組織名	
代表者(職・氏名)	
連絡窓口(氏名・連絡先)	

※ 推薦商店街組織名と所属商店街組織名は一致するよう記載してください。

「専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組」に関する事業実施計画書

取組内容			
PDCAの実施 (「取組内容」のうち、PDCAに関する部分を各段階ごとに記入)	段階	内容	専門家のサポート ※1 (いずれかに○)
	① P：計画 ※取組の企画・検討、目標設定、ブラッシュアップ等		必須
	② D：実行 ※イベント等の実施など計画の実行等		希望する 希望しない
	③ C：評価 ※実行内容の効果検証、要因分析等		必須
専門家派遣活用 有無(いずれかに○) (前年度又は事業年度において同一の事業テーマに係る利用に限る)	有・無	(○の場合に実施年度・取組内容を記入)	

※1： 各段階のうち、①P及び③Cは、専門家によるサポートを受ける必要があります。ただし、①P（計画）について、前年度または事業年度において同一の事業テーマに係る専門家派遣の利用がある場合を除きます。
 複数段階、複数回にわたってサポートを受けることも可能です。

※ 記入にあたり、「専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組」の要件（別表3）を御確認ください。

様式ア 別紙 2—2 (第 5 条第 2 項関係)

地域商業・商店街活動応援事業補助金に関する推薦届出書

※商店街組織又は商工団体を構成員に含まない事業者グループ等が P D C A の取組 (別表 1 区分 3) を行う場合

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

団体名

代表者名

地域商業・商店街活動応援補助金交付要領第 5 条第 2 項の規定により、下記団体からの推薦について届出書を提出します。

記

事業テーマ	
推薦団体名 (市町村又は商工団体)	
代表者(職・氏名)	
推薦理由	
連絡窓口(氏名・連絡先)	

※ 第 4 条で定める実施計画書等と併せて提出すること。

様式ア 別紙3 (第5条第3項関係)

地域商業・商店街活動応援事業補助金に関する届出書

※商店街組織又は商工団体を構成員に含まない商業者グループ等が空き店舗解消の取組(別表1区分4)を行う場合

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
団体名
代表者名

地域商業・商店街活動応援補助金交付要領第5条第3項の規定により、下記団体からの推薦について届出書を提出します。

記

事業テーマ	
推薦団体名 (市町村又は商工団体)	
代表者(職・氏名)	
推薦理由	
連絡窓口(氏名・連絡先)	
推薦団体名(商店街)	
代表者(職・氏名)	
推薦理由	
連絡窓口(氏名・連絡先)	

※ 第4条で定める実施計画書等と併せて提出すること。

※ 事業年度内に事業対象区域等を広げる場合は、新たに該当する団体からの推薦を受け、提出すること。

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
団体名
代表者名

当事業者は、補助事業の実施を希望するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （5）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （6）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式ウ（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

地域商業・商店街活動応援事業実施計画承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度地域商業・商店街活動応援事業実施計画を承認
します。

様式工（第6条関係）

令和 年 月 日
第 号

様

埼玉県知事

地域商業・商店街活動応援事業実施計画について

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度地域商業・商店街活動応援事業実施計画については事業対象となりませんでしたので通知します。

様式オ（別表２関係）

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業補助金
「専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組」に関する事業実施報告書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた上記補助事業について、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要領別表３に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業テーマ			
PDCAの実施結果	段階	内容	実施時期
※各段階における実施内容や前後の変更点等が分かるように記入	① P：計画 ※取組の企画・検討、ブラッシュアップ、目標設定等		
	② D：実行 ※イベント等の実施など計画の実行等		
	③ C：評価 ※実行内容の効果検証、要因分析等		
	④ A：改善 ※対策や改善案の検討・作成等		

※その他、参考資料（修正または作成した計画書、事業の分析結果等）がある場合、併せて提出してください。

様式力（第11条関係）

令和 年度地域商業・商店街活動応援事業補助金事業実施効果等報告書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受け実施した上記補助事業の実施効果について、地域商業・商店街活動応援事業補助金交付要領第11条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 取組内容（該当するものに○）

区分	取組内容
	複数の商店街等が連携する広域的な取組
	専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組
	空き店舗の解消に向けた取組
	商店街のDX推進に向けた取組

2 効果測定の概要

事業テーマ	取組の実施時期
取組内容	

以下【既】の項目は要綱様式第8号(実績報告書)の内容を転記し、【新】の項目は新たに結果等を記入する。

3 効果測定の結果

時期	【既】 事業実施前 (測定時期：)	【既】 事業実施後 (測定時期：)	【新】 事業完了から12か月後まで (測定時期：)
結果			
その他特記事項			

4 事業実施による効果

【既】 指標	【新】 目標達成度※
【既】 目標	A B C
【新】 結果	

※ 目標の達成度に応じてA～Cに○を付けてください。（A：8割以上 B：5割以上 C：5割未満）